

Newsletter

KIM & CHANG

A Quarterly Update of Korean IP Law & Policy | November 2010

1. 韓国特許庁、
営業秘密原本証明サービス
導入

2. 数値限定の臨界的意義なしに
発明の進歩性が認められた
事例

3. 「バーバリー」を
カラオケ店に
使用するの不正競争行為

4. 自己公知による新規性喪失
例外の適用、
出願後も補正可能

5. 韓国公正取引委員会、
知財権乱用実態調査を開始

6. 個人所有の「addidas.com」
アディダス社に移転すべき

7. 「商標権特別司法警察隊」
発足、
特許庁、模倣品取締り強化

8. タバコのパッケージを模倣
行為、私文書偽造に

9. 韓国特許庁の
最近の審判動向と展望

韓国特許庁 営業秘密原本証明サービス導入

韓国特許庁が、偽・変造を簡単に確認できる電子指紋を活用して営業秘密の存在時点を確認する「営業秘密原本証明サービス」を2010年10月から傘下機関の韓国特許情報院を通じて始めた。

これまで営業秘密侵害によって紛争が発生した場合、被害企業は保有している技術をいつから営業秘密として保護していたのかを客観的に証明することが容易ではなかった。今回、特許庁が導入した営業秘密原本証明サービスは、営業秘密の資料そのもの(資料の原本)は個人や企業が手元に保管しつつ電子文書から抽出された電子指紋だけを特許情報院に提供することにより営業秘密の存在時点と原本であるかどうかの証明を受けられるものだ。

これは「タイムスタンプ(time stamp)」という電子的技術を利用するもので、サービスを利用しようとする個人や企業は自主的にプログラムを利用して証明を受けたい電子文書から電子指紋(hash code)を抽出して、特許情報院へオンラインで提出する。特許情報院は提出された電子指紋に該当するタイムスタンプを発給し、後日検証が必要な場合、特許情報院が保存している電子指紋と発給されたタイムスタンプの比較によってその生成時点と原本かどうかを確認することになっている。

すなわち、営業秘密である資料そのもの(資料の原本)を提供しなくても良いため、秘密漏洩の心配なく技術保護が可能で、流出によって紛争が発生せず、容易に自分の権利を主張することができる。

タイムスタンプの付与を受けたとしても、それだけで当該電子文書が「営業秘密」として認められる訳ではなく、営業秘密としての保護要件(非公知性、経済的価値性、秘密管理性)を全て備えているかどうかは、法廷争いの過程で改めて立証する必要があるが、例えば、研究ノートにタイムスタンプを体系的に付与して管理しておく、開発時点に対する客観的な証明が可能となることはもちろん、具体的な研究開発の内容を公信力を備えた状態で証明できるため、非常に効率的に権利主張できるものと思われる。

数値限定の臨界的意義なしに 発明の進歩性が認められた事例

大法院は、数値限定の範囲の内外で顕著な効果の差がなく臨界的意義が記載されていないにもかかわらず、その数値限定は比較対象発明とは異なる課題を達成するためのもので、もたらされる効果も異なるものであるとして進歩性を認めた[大法院2010.8.19.言渡し2008フ4998]。

事実関係

本件特許発明は、電極無しに電磁気誘導原理(変圧器原理)を利用して作動する無電極ランプで構成された電気ランプアセンブリに関するもので、ランプエンベロープ内のバッファガス圧力を0.5torr(0.67mbar)以下に、放電電流を2アンペア以上に設定し、フェライトコアの損失を顕著に減少させることに関する発明である。

原告は、比較対象発明1にはバッファガス圧力が1～5torr、放電電流が0.25～1.0アンペアと記載され、比較対象発明2にはネオンガス圧力が0.3～3.0torrという記載があるため、本件特許発明は進歩性がないと主張した。

大法院の判断

大法院はまず、「特許登録された発明がその出願前に公示された発明が持つ構成要素の範囲を数値で限定して表現した場合において、その特許発明の課題及び効果が公示された発明の延長線上にあって数値限定の有無だけの差がある場合には、その限定された数値範囲の内外で顕著な効果の差がないのであればその特許発明は当業者が通常的で反復的な実験を通じて適切に選択できる程度の単純な数値限定に過ぎないため進歩性が否定されるが、その特許発明に進歩性が認められる他の構成要素が付加されその特許発明における数値限定が補充的なものに過ぎないとか、数値限定を除いた両発明の構成が同一だとしても、その数値限定が公示された発明とは異なる課題を達成するための技術手段としての意義を持ち、その効果も異質な場合は、数値限定の臨界的意義がないという理由で特許発明の進歩性が否定されない」と判示した。

そして「バッファガス圧力」に関して、本件特許発明はバッファガス圧力を低くすることによって光出力を向上させようという点において、比較対象発明2の延長線上にあるといえるが、本件特許発明の明細書にその限定されたバッファガス圧力の数値範囲の内外で顕著な効果の差が現れると見るほどの記載がないので、これは当業者が通常的で反復的な実験を通じて適切に選択できる程度の単純な数値限定に過ぎないと示した。

しかし「放電電流」については、本件特許発明での2アンペア以上の放電電流の範囲は閉ループ形無電極ランプのコア損失を減らそうとする課題を解決するために選択された技術手段であるが、放電電流の範囲について何ら開示がない比較対象発明2はもちろん、放電電流の範囲が0.25～1.0アンペアの比較対象発明1にも放電電流を高く設定することでコア損失を減らそうとする記載や暗示がなく、本件特許発明はその放電電流範囲の数値限定によってコア損失の減少という比較対象発明とは明確に異なる効果をもたら

しているため、たとえ本件特許発明の明細書上、その数値限定の臨界的意義が明確に示されていないとしても本件特許発明における放電電流範囲に関する数値限定の技術的意義は否定されないと判示した。

コメント

本件発明と比較対象発明の構成が同じで数値限定以外には特段の差がなく、その数値限定に臨界的意義についても記載がないとき、すなわち数値限定の範囲内と範囲外で顕著な差がないときは進歩性が否定されるのがこれまでのプラクティスである

本件では、発明の構成が同一で数値限定以外に差がなく、数値限定の臨界的意義についても記載がなかったにもかかわらず、その数値限定が比較対象発明とは異なる課題を達成するための技術手段としての意義を持ち、その効果も異質であると判断されたために、進歩性が認められた珍しいケースである。数値限定発明の権利化にあたっては、是非参考としておきたい判例であると言えよう。

「バーバリー」をカラオケ店に使用するのは不正競争行為

「バーバリー」カラオケ店に対する英国バーバリー社の不正競争行為差止及び損害賠償請求訴訟で「バーバリー」標章の異業種使用による識別力/名誉の毀損に関する主張・立証が不十分であるとの一審敗訴に続く控訴審で、「バーバリー」標章の識別力毀損を認め所定の損害賠償請求を認容する一部勝訴判決が下された[大田高等法院2010.8.18.言渡し2010ナ819(確定)]。

法院の判断

被告が2003年11月頃から現在まで7年以上、天安市で原告の登録商標をカラオケ店の商号として使用してきた事実が認められるところ、そうであれば、たとえ原・被告の営業が同一・類似でなくとも、被告は著名な原告の登録商標を営業標識として使用し、その結果、原告の登録商標の商品標識としての出所表示機能が損なわれたといえる。また、被告は原告の登録商標を中小都市で多数人が比較的安価に利用できるカラオケ店の商号に使用することで、国内でも高級ファッションのイメージでよく知られている原告の登録商標の名声を傷つけた。従って、被告が原告の登録

商標をカラオケ店の商号として使用した行為は、不正競争防止法第2条第1号八目で規定する「他人の識別力や名声を害する行為」であって不正競争行為に該当する。よって、被告は原告の登録商標をカラオケ店の営業やその広告に使用してはならず、原告に対しこれによって原告が受けた損害を賠償する責任がある。

損害額の認定においては、本件は被告の不正競争行為によって損害が発生した点は認められるものの、損害額を立証するのに必要な事実を証明することがその事実の性質上極めて困難な場合に該当するため、法院は弁論全体の趣旨と証拠調べの結果に基づいて相当する損害額を認定せざるを得ない。原告が本件登録商標を使用した期間、原告の営業規模および認知度、被告の営業形態および営業規模、被告の不正競争行為の態様および期間、原・被告の営業の異質性など諸般の事情を総合すると、被告の不正競争行為により原告が受けた損害額は約250万ウォン(約18万円)とみなすのが相当である。

コメント

上記の判決は、著名商標を全く異なる商品・役務に使用した場合であっても、それによって著名商標の出所表示機能や名声が傷つけられれば不正競争行為に該当し得ることを如実に示すものである。また、算定基準や具体的算定方式そのものは明かされておらず認定額もかなり低いものの、損害額の立証が極めて困難な場合には、法院が弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて相当する損害額を認定できることを確認したもので、今後類似の事件においてよい参考となろう。

自己公知による新規性喪失例外の適用、出願後も補正可能

特許法院は、新規性喪失の例外規定の適用を受ける旨を錯誤により願書に記載せずに行った特許出願であっても、出願日の翌日「新規性喪失例外適用対象証明書類提出書」を特許庁に提出したことにより特許庁審査官がその趣旨を認識したのであれば、新規性喪失の例外が適用されなければならないと判断した[特許法院2010.7.16.言渡し2009ホ9518]。

事実関係

本件出願発明の発明者は、出願発明に関する研究論文を2006年5月26日に発表し、原告会社はこの発明者から特許を受ける権利を継承し2006年6月21日特許出願をしたが、その願書には「新規性喪失の例外適用対象出願」である旨を記載していなかった。そしてその翌日に「本件出願発明が刊行物発表により公開された」という内容と「特許法第30条第2項の規定により証明書類を提出する」という旨を記載し上記論文を添付した「新規性喪失例外適用対象証明書類提出書」を特許庁に提出した。

これに対し特許庁審査官は、特許法第30条第2項の違反を理由に、新規性喪失の例外適用を認めず、上記の論文に記載された発明により進歩性が否定されるという理由で拒絶決定をし、続く拒絶決定不服審判請求でも棄却されたため、審決取消訴訟が提起された。

判決内容

特許法院は、

- 特許法第30条第2項の趣旨は特許庁審査官に新規性喪失の例外規定の適用を受ける事実を認識させる審査上の便宜を図るものである点、
- 自己公知行為日から6月以内に特許出願をした出願人に新規性喪失例外の効力を与えるように定めた以上、6月以内にその旨の補正ができるようにしても第三者への不当な影響はない点、
- 手続上の形式的瑕疵により補正の機会さえなく発明の内容とは関係なしに特許を受けられなくするのは出願人にとって過酷な不利益であり、産業発展と技術蓄積の促進を図ろうとする特許法第30条の趣旨にも反する点、
- 例外規定の適用を受けようとする旨は、出願時にないとそれ以降の手続きを進められなくなる性質の事項ではない点、
- 「同時願書記載、補正不可」と解釈すると、自己公知から6月以内に特許出願できるとした第30条第1項規定の趣旨自体が希薄となる点、
- 自らの意に反する公知による新規性喪失の例外を主張する場合には、もともと願書には何も記載されていないのであり、とすると自己公知の場合と比べ過度に公平を欠くと見られる点、
- 特許法など関連規定で例外規定の適用を受けようとする旨を出願後は補正できないと明示的に禁止していない点

などに照らしてみれば、願書に自己公知による新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載していない出願であるとしても、自己公知行為日から6月以内であれば

その旨の記載の欠落を補正できるとみなけなければならない、よって上記の論文に記載された発明は本件出願発明の進歩性を否定する公知技術になり得ないという理由で本件審決を取消し原告の請求を認容した。

コメント

日本と同様に韓国でも、発明者自身による技術公開について一定の要件下で特許を受けられるように新規性喪失の例外として特許法第30条が設けられている。

この特許法第30条は例外的、救済的な規定であるため、一定の要件(試験実施、刊行物記載、特定の博覧会出品など)に合致するかどうかその解釈と適用は非常に厳格に行われてきたが、幾度かの改正を通じ次第に緩和され、現在では公知の形式に関する制限は全廃されている。

そして、目立たない部分であるが、第30条第2項も「～その旨を記載した書面を特許出願と同時に提出し～」から「～特許出願書にその旨を記載して出願し～」と2006年3月3日に改正され「同時に」という語が表面上削除されているのである。

ただし、現在本事件は大法院の最終的な判断が残っているため、これを確立したプラクティスとみてはならず、特許庁の以前からの手続きどおり、新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合にはその旨を願書にきちんと記載し提出することを心がけるべきである。

韓国公正取引委員会、知財権乱用実態調査を開始

韓国公正取引委員会(以下「公正委」とする)は、2010年8月9日付報道資料を通して、IT分野の特許権乱用に対する実態調査を進めると明かした。今回の調査はIT分野の特許権乱用に対する初めての大規模職権調査となる。

調査背景：

公正委は、IT分野は他の産業分野に比べて特許権乱用の憂慮が大きく、市場独占のために特許権を不当に乱用するなど、特許権の乱用行為に対する社会的な憂慮が大きく、外国の場合でも公正取引法の執行を強化するなど、対応の必要性が増大している点などを背景に挙げた。

調査対象：

公正委は国内外の企業59社(国内企業40社、多国籍企業19社)を対象に選定した。具体的には、半導体、移動通信、コンピュータおよび周辺機器などIT分野で核心特許を多数保有している企業と、国内の中小企業と特許紛争が多い企

業を中心に調査対象を選定したと明かした。

調査内容および方法：

公正委は一次的に書面調査を通して特許紛争およびライセンス契約の現況を把握し、具体的取引条件の妥当性を検討した。そして書面調査に続き、必要時には主な疑惑企業を対象に追加資料の提出を要請し、さらには現場調査(家宅調査)も推進する計画であることを明らかにした。

調査期間：

国内企業に対しては2010年8月6日から9月17日まで、6週にわたり進められ、多国籍企業に対しては2010年8月6日から9月30日まで、8週にわたり実施された。

調査以後の計画：

公正委は、書面調査の結果、法違反疑惑が確認されれば追加調査手続きを進め、違反行為と認められれば、是正措置を取る予定である。また、調査の結果、合理的取引慣行と認められる契約条項などに対しては積極的な規制緩和を進める計画であると明かしている。

コメント

公正委の今回の実態調査は、国内・外国企業の区別なく韓国市場に影響を及ぼす知的財産権の乱用行為を抑制して、公正な取引行為を定着させることが目的であるので、特許権などの知的財産権の行使そのものとは無関係であると考えられる。ただし、今後、公正委によって知的財産権の行使内容が公正取引法に抵触するのかどうかについて、監視および関連規定の適用がより積極的に行われるものと予想され、公正委の動向については鋭意注視しチェックする必要があると思われる。

個人所有の「addidas.com」アディダス社に移転すべき

ソウル中央地方法院は、韓国個人が登録したaddidas.comドメイン名に対し、インターネットアドレス資源に関する法律(以下「イン資法」)に基づいてドイツのアディダス社に上記のドメイン名を移転する義務があると判断した[ソウル中央地方法院2010.8.13.言渡し2010カ合45031判決(確定)]。

事実関係

韓国個人Aは、2008年2月25日有名スポーツブランド「adidas」に「d」を加えた「addidas.com」というドメイン名

(以下「本件ドメイン名」)を国内ドメイン名登録機関に登録し、同ウェブサイトにてアディダス社の商標を付した運動靴などを販売してきた。これに対してアディダス社は、アジアドメイン名紛争調停センターソウル事務所(以下、「紛争調停センター」)に本件ドメイン名をアディダス社に移転することを要求する行政手続きを申請、2010年2月1日付で移転決定を受けた。

韓国個人Aは「イン資法」によるとドメイン名の登録抹消だけがなされるだけで、移転登録までなされるわけではないとして、ドメイン名の移転登録請求権などの不存在確認訴訟を提起した。さらに、アディダス社の紛争調停手続きを通じて過去二度にわたって本件ドメイン名に対する移転登録命令を受けたにもかかわらず、移転登録を受けなかったのは権利放棄、権利濫用ないし信義則に反する行為に該当するとも主張した。

法院の判断

2004年1月29日に制定された「イン資法」は第12条1項で「何人も正当な根源がある者のドメイン名などの登録を邪魔したり、正当な根源がある者から不当な利益を得る目的でドメイン名などを登録してはいけない」と規定し、同条2項では「正当な根源がある者は第1項の規定に違反して、ドメイン名などを登録した者に対し法院にドメイン名登録抹消を請求することができる」と規定しているが、2009年6月9日の改正により、登録抹消請求権だけでなく登録移転請求権まで付与している。

本件ドメイン名はアディダス社のドメイン名に「d」のみを追加したものであるため、アディダス社のドメイン名を本件ドメイン名と誤入力しやすく、注意深く見なければ両ドメイン名は同一と認識され、その称呼も同一である。アディダス社は国内外売上額、広告費、商標権の保有現況などに照らしてみると、本件ドメイン名に対する正当な根源を持つ者と言え、Aの本件ドメイン名使用態様に照らしてAは不正な目的で本件ドメイン名を登録、使用していると言えるので、Aはアディダス社に本件ドメイン名に対する登録抹消手続き若しくは移転登録手続きを履行する義務がある。

アディダス社がたとえ紛争調停センターのドメイン名移転決定により本件ドメイン名の移転を受けなかったとしても、正当な権利者が自身のドメイン名と類似の全てのドメイン名を保有することは難しく、本件ドメイン名と同じように混同を起し識別力を希薄、損傷させるドメイン名を保有しつつ不要な費用を支出することまでは期待できないので、アディダス社が本件ドメイン名に対し権利を放棄したとか、本件ドメイン名に対する権利主張が権利濫用に

該当したり信義則に反するとは言えない。従って、Aはアディダス社に本件ドメイン名を移転する義務がある。

コメント

上の判決は「イン資法」改正以前に登録されたドメイン名に対しても改正「イン資法」に基づいて、ドメイン名の登録抹消だけでなく移転登録が可能であることを確認した判決であり、判決文には示されていないが「イン資法」改正関連付則には同規定が改正以前に登録されたドメイン名に対しても遡及適用されるということの規定している。

一方「イン資法」改正前は国家別最上位ドメインである「.kr」のみ「イン資法」の適用を受けると規定されていたが、改正法では「大韓民国で登録・保有または使用されるドメイン名」にも適用されると規定され、「.com」のような一般最上位ドメインにも同法が適用されるようになった。同判決は「.com」ドメインに対しても「イン資法」に基づいて移転登録が可能であることを改めて確認した判決であり、ドメイン名紛争に関して非常に大きな意味を持つものと言えよう。

「商標権特別司法警察隊」発足 特許庁、模倣品取締り強化

韓国特許庁は日ごとに増加する模倣品に対する取締り活動を強化するために「商標権特別司法警察」制度を導入、9月8日に商標権特別司法警察隊(以下、「商標権特司隊」)の発隊式を行った。従来の特許庁の模倣品取締り活動は、主に地方自治体と共同で各「特別市」「広域市」「道」などの行政区域内の市場や商店街に流通する模倣品を摘発し是正勧告するなどの行政指導措置にとどまっていた。しかし、特許庁に特別司法警察権限が与えられたことにとともに、特許庁の商標権特司隊が模倣品を製造・流通・販売する模倣犯を直接検挙して送検し刑事処罰ができるようになったため、模倣品の製造・流通・販売業者に対する特許庁の広域的な取り締まりが一層強化される見通しである。

商標権特司隊発足の背景としては、これまで産業界や消費者団体、外国投資企業などから模倣品の流通に対する取締り強化の必要性が絶えず提起されてきたにもかかわらず、模倣品に対する特許庁公務員の是正勧告措置だけでは限界があり、実効性のある手段である押収・捜索・拘束などの権限行使は常に検察・警察の協力下で行わなければならないため、適時に効果的に執行するのが難しかったが、

特許庁が商標権特別司法警察制度の導入を推進した結果、特許庁に特別司法警察権限を付与する関連法律が今年4月に国会を通過し8月の施行に至ったのである。

現在特許庁の商標権特司隊はソウル、大田、釜山の3つの地域に取締り事務所を設け、各事務所は取締り公務員5人ずつ総員15人の「商標権特別司法警察官」が活動している。彼らは最高検察庁から商標権特別司法警察として指名を受け、今年9月から本格的な取締り活動を行っている。

一方、特許庁は、オンラインショッピングモールで流通する模倣品に対し、販売サイトの閉鎖だけでなくIP追跡により模倣品販売業者を検挙して警察に送致するなどオンラインショッピングモールを強力に取締まることを明かしている。そのために今年下半期にはデジタル犯罪捜査装備を導入してIP追跡システムを構築し、来年にはオンライン専門のサイバー捜査チームを新設するなど、商標権特司隊の組織と機能をさらに拡大していく計画とのことで、今後の活躍が期待されている。

タバコのパッケージ模倣行為 私文書偽造に

中国産の偽造タバコを密輸し関税法違反・私文書偽造などの疑いで起訴されたキム某氏の上告審において、タバコのパッケージはその中に入っているタバコのメーカーを証明するものであって私文書等偽造の対象となる図画に該当するとの大法院の判断が下され、注目を集めている[大法院2010年7月29日言渡し2010ト2705判決]。

法院の判断

刑法上、文書に関する罪により保護しようとするのは文書そのものではなく文書に化体された人の意思表示の安定性と信用である。タバコのパッケージにそのタバコのメーカーとタバコの種類を区別・確認することができる特有の図案が表示されている場合、一般にそのタバコのパッケージの図案に基づいて特定のメーカーが製造した特定の種類のタバコかどうかを判断するという点に照らしても、タバコのパッケージは少なくともその中に入っているタバコが特定のメーカーが製造した特定の種類のタバコであるという事実を証明する機能をしているので、そのようなタバコのパッケージは文書等偽造の対象となる図画に該当する。

被告が密輸した中国産タバコは、「A社」が製造する「長白山」というタバコの真正品のパッケージに表示された「JILIN TOBACCO INDUSTRYCO. LTD.」などの文字及び城門の

紋様などの図案が表示された箱に入っており、そのパッケージはその中に入っているタバコが「A社」が製造する「長白山」タバコであるということを証明するものであって私文書等偽造の対象となる図画とすることができる。ところが原審は、一般包装用紙は文書等偽造の対象ではないと判断しそのような判断をタバコの箱にかかる本件に適用することによって、本件私文書等偽造及び行使の点に関する控訴事実に対して無罪を言い渡した第一審判決を維持したところ、原審の判断には私文書等偽造罪の対象となる図画に関する法理を誤解して判決結果に影響を及ぼした違法がある。

コメント

上記の大法院判決は、模倣品のパッケージに商品のメーカーを区別できる文字（商標）や特有の図案（ロゴ）が表示されている場合には、その偽造パッケージを私文書偽造の対象となる「文書」に該当するとみなして商品パッケージの偽造行為を私文書偽造によっても処罰できることを明示したものであり、模倣品のパッケージに対する新たな処罰根拠を確認した大法院判決として模倣品対策における有力な対応手段として積極的に検討できるようになったという点で大いに注目したい。

韓国特許庁の最近の審判動向と展望

韓国特許庁が今年発表した統計資料によれば、特許、実用新案、デザイン及び商標事件に対する全体審判請求現況は表1の通りである。2008年まで着実に増加し2009年に入り減少に転じたが、韓国特許庁はその原因を長期的な景気低迷と出願件数の減少にあると判断している。

<表1> 審判請求現況 (単位:件,%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009
請求 (増加率)	計	9,667	12,754	15,491	17,600	18,864	15,583
		(+15.1)	(+31.9)	(+21.5)	(+13.6)	(+7.2)	(-17.4)

一方、審判処理期間は表2のように2008年度まで全体的に減少し2009年度に入り前年対比2.3ヶ月延びたことが分かった。これは審判処理期間の短縮を進めた後、現在は適正な審判品質を維持することに注力していることを表している。

<表2> 年度別審判処理期間の現況 (単位:月)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許・実用	12.0	9.6	8.1	5.9	5.9	8.0
商標・デザイン	5.4	5.8	5.6	5.9	5.6	8.0
計	8.2	7.8	6.9	5.9	5.7	8.0

また、表3のように特許審判院の審決に対し特許法院に不服の訴を提起する比率(提訴率)は、2009年度に15.2%と減少傾向にある。一方、特許審判院の審決を特許法院が取消す比率(取消率)は2009年度に23.6%と、最近5年間の審決取消率24.7%に比べて多少減少した。韓国特許庁はこのように提訴率及び審決取消率が改善されたのは、審判官の専門性強化のための各種制度を導入して、口述審理を拡大・強化し、特許法院審決取消事件と審判のミス事例を分析して審判官に対する持続的な教育を実施するなど、審判品質向上のために着実に努力してきたためであると分析した。

<表3> 特許法院訴提起及び判決現況 (単位:件,%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
訴提起可能審決	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599	6,452
訴提起	873	1,111	1,191	1,414	1,431	979
提訴率(%)	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8	15.2
判決件数	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144
取消判決	219	246	328	293	340	270
取消率(%)	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4	23.6

特許法院の判決を不服として大法院に上告する比率は表4のように最近5年間大きな変化がないことが明らかになった。上告審で特許法院の判決を破棄した比率は2009年9.7%と最近5年間の破棄率10.6%に比べて多少低い数値となった。

<表4> 大法院上告提起及び言渡し現況 (単位:件,%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
特許法院判決	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	
上告	件数	363	366	416	523	559	468
	上告率(%)	42.4	39.0	35.1	41.8	38.5	40.9
大法院言渡し	383	294	473	520	580	556	
破棄	件数	41	45	44	51	63	54
	破棄率(%)	10.7	14.9	9.3	9.8	10.9	9.7

以上の統計資料によれば、特許審判院審決の信頼性が徐々に向上し、特許法院の判決が大法院で破棄される比率が10%前後に過ぎないということが分かる。韓国で審判や訴訟を遂行する当事者としては下級審の段階から審判/訴訟遂行に万全を期する必要があると判断される。